

専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

講座の名称	公衆衛生学研究科専門職学位課程(2年コース)				
実施方法	✓① 通学 (昼間) ・ 夜間 ・ 土日) ② 通信 スクーリング(回数 回)				
指定講座番号(15桁)	1310151	—	1810021	—	4
講座の創設年月日	2011年4月1日	過去一年の講座実績	入講者数(22人)	修了者数 (22人)	
訓練期間	24ヶ月		総訓練時間	630時間	

1. 教育訓練目標

①取得目標とする資格の名称、目標レベル	<input type="checkbox"/> 業務独占資格・名称独占資格 () <input type="checkbox"/> 職業実践専門課程 () <input type="checkbox"/> キャリア形成促進プログラム () <input checked="" type="checkbox"/> 専門職大学院 (公衆衛生学修士(専門職)) <input type="checkbox"/> 職業実践力育成プログラム () <input type="checkbox"/> 情報通信技術関係資格 () <input type="checkbox"/> 第四次産業革命スキル習得講座 () <input type="checkbox"/> 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科 () 教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等
②①に係る資格・試験等の実施機関名称	帝京大学
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等	必修科目13科目27単位(「課題研究」6単位含む)ならびに選択必修科目2単位、選択科目11単位以上、合計42単位以上取得すること。なお、「課題研究」については、公衆衛生上の問題解決に必要な能力・資質(専門職学位課程のコアコンピテンシー)を有していると認められ、かつ最終報告書の審査に合格すること。
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況	国際保健分野においては公衆衛生修士(MPH)の資格は必須である。産業保健分野においては実習等で得られた知識経験を活かし様々な企業等で産業看護職や産業医として活躍している

2. 教育訓練の内容

教科 (カリキュラム)	時間	使用教材名
必修科目 13科目27単位、選択必修科目2単位、選択科目11単位以上	630	シラバス参照
詳細は以下を参照のこと		
https://syllabus.cs.teikyo-u.ac.jp/syllabus/campussquare.do?_flowExecutionKey=_c664BDC78-8BCC-C76A-44FC-3A5A4DBB5B00_k3FF97995-D93F-DC27-4DBA-		

3. 受講者となるための要件 (この講座を受講するために必要とされている条件など)

①受講するに当たって必要な実務経験等	特になし
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	大学卒業程度。 2年コースにおいては、学部レベルの知識・学力を十分習得していることに加えて、人の命や健康に関心があり、病者・弱者や社会に貢献したいという志と現状に対する問題意識を持ち、問題解決のために自分自身の資質や能力を更に向上させようという意欲を持つこと。
③その他	

[特 記 事 項]

専門実践教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1) 資格取得状況

① 前年度の修了者数	22	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	22	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	22	人	受験率(③/②)	100.0	%
④ ③のうち合格者数	22	人	合格率(④/③)	100.0	%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	1	人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	21	人			

※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。

この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。

※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。

(2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数	22	人			
② 受講開始時の就業状況等					
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 正社員	15	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	
	2 非正社員、派遣社員	4	人		
	3 その他の就業(自営業等)	2	人		
	4 非就業	1	人		
	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	3	人		
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	1	人		
	3 社内外の評価が高まる	7	人		
4 円滑な転職に役立つ	2	人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)		
5 趣味・教養に役立つ	4	人			
6 その他の効果	1	人			
7 特に効果はない	2	人			
1 早期に就職できる	0	人			
2 希望の職種・業界で就職できる	1	人			
3 より良い条件(賃金等)で就職できる	0	人			
4 趣味・教養に役立つ	1	人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)		
5 その他の効果	0	人			
6 特に効果はない	0	人			
1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	1	人			
2 受講修了後3～6か月以内に就職した	1	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)		
3 受講修了後6～12か月以内に就職した	0	人			
4 就職していない	0	人			
1 大変満足	7	人			
⑥ 講座の全体評価	2 おおむね満足	11	人	20	
	3 どちらとも言えない	2	人		
	4 やや不満	0	人		
	5 大いに不満	0	人		

(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)

講座全体の評価は大変満足またはおおむね満足との回答が得られている。一部で不満との回答があったため参考にし、改善に努める。

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	各科目においては、半年毎に単位取得状況の確認を行い、課題研究においては、計画報告会、最終報告会により、到達度を確認している。
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものと認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。